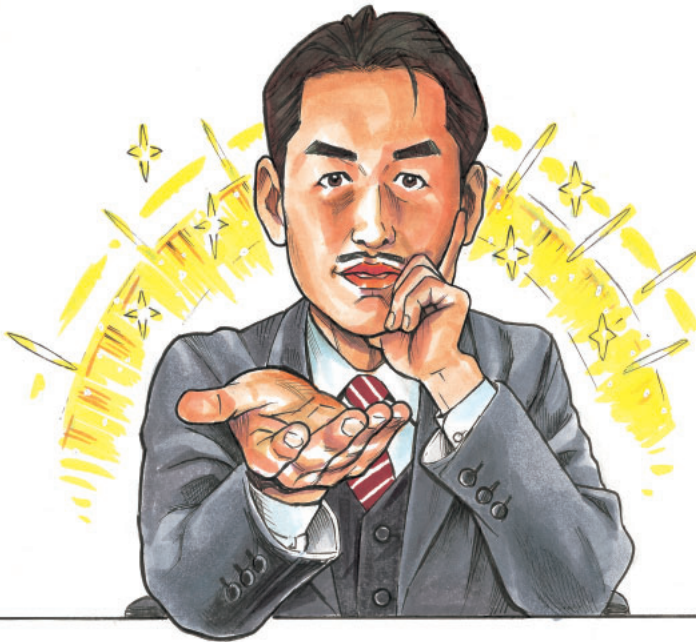


ソフトウェアやコンテンツの誤用を避けるために

「自由のライセンス」 の正しい理解



最終回

ウェブサイトや音楽に使えるコンテンツ系ライセンス

今回は、コンテンツ系、すなわちプログラム以外の作品を対象にする「自由のライセンス」を取り上げて具体的に解説しよう。

text : 白田 秀彰とロージナ茶会 illust : 金子ナンペイ

注意

本稿はあくまでも一般的な解説であり、ライセンスや法律に関する個別の事柄に関してなんらかの保証をするものではないので注意してほしい。

1. 「本家」の血を

ソフトウェア以外の著作物にも「自由のライセンス」を

ソフトウェア以外の著作物について、なにか特別なライセンスを作る必要があるという考え方は、1990年代半ばまで無かった。

消費財¹としての要素が強い娯楽的著作物については、それが他の著作物の生産に使われない限り、単に複製が認められるか否かが問題で、著作権法の規定に従った取り扱いがされれば問題ないと考えられていたようだ。生産財²としての要素が強いソフトウェアに関しては、GPLから始まる自由のライセンスの系譜がある。しかし、これらの中に位置する実用的な文書類については、一般の著作権法の規定に従った取り扱いや、学界などの同業者たちの間での合意に基づいた取り扱いがされていた。また、ソフトウェアの解説・使用法について書いた付属文書類は、ソフトウェアの自由のライセンスに従った取り扱いがされていた。

やがて、コンピュータが文書類だけではなく多様なコンテンツを容易に扱えるだけの能力を備えるようになり、インターネットが普及して各種コンテンツの流通が非常に簡単になってくると、それまでソフトウェアに適用されて実績のあった自由のライセンスを、ソフトウェア以外の著作物にも広げていくことが検討されるようになり³、実際にいくつかの「自由のライセンス」が出現した。

1 それ自体が消費の対象となるもので、消費財としての著作物とは、たとえば映画や小説や音楽のように、それ自体が娯楽として使われるもの。

2 それを使って別の何かを作りだせるもので、生産財としての著作物は、たとえば設計図やマニュアルのように、何かを作る素材や手段として使われるものだ。

引くGFDL、「決定版」とささやかれるCC

さらにコピーレフトによる自由(と秩序)を! GFDL

ネットワーク上の自由なコンテンツには、「GPL準拠」の取り扱いを求めるものが多くあった⁴。しかし、やがてFSF(Free Software Foundation)はソフトウェア以外のコンテンツについてもcopyleftを拡大するライセンスが必要だと考えるようになった。

ソフトウェアの自由という観点からも自由なドキュメントの存在は重要だ。たいていの人はソフトウェアを使用するときにはマニュアルを必要とするようだ⁵。こうして作られたのがGNU Free Document License(GFDL)だ。いかにもFSFらしい緻密で細かな規定は、ライセンスというよりも、自由なドキュメントを作るためのガイドラインと呼ぶのがふさわしい⁶。

GFDLの詳細かつ具体的な条件は、ここではすべて紹介しきれない。興味のある読者は、原文と日本語訳を対照させながら読んでほしい(ただし参考日本語訳は少しバージョンが古いので注意すること)。また、特殊な用語の導入(GFDL 1⁷)や、改変物の配布に関する細かな規定(GFDL 4A-4O)を持つにもかかわらず、条文の項目化が大雑把で、特定の事項に言及する場合に具体的な箇所を挙げるのが難しい。こうした特徴から、GFDLは、ほとんどの人にとって理解しにくく使いにくいものとなっていることは否定できない。

GPLに通じる緻密で細かい条文

GFDLは、まず第1条でGFDLで使われる特殊な用語について定義している⁸。

元の「文書」の「改変版(Modified Version)」の定義、「文書」を構成する要素に関する定義⁹、「文書」の再利用の可能性に着目して「平明(Transparent)」と「混濁(Opaque)」¹⁰のテキストが定義される。こうした定義は、続くGFDLの構造を見通しよくするためのものだ。

まず、複製の様態について3つの類型が提示される。これはの定義に関連するもので、「逐語的複製」「大量の複製」「改変物」(GFDL 2~4)だ。

「逐語的複製」では、GFDLが維持されており、かつ他の条件を追加せず、利用者の自由を制約する技術的手段を付加しない場合、商業目的、非商業目的を問わずに自由に複製と配布が認められる。

「大量の複製」は出版を想定しており、「カバーテキスト」として定義された文章を表紙と裏表紙に印刷することと、出版社を明示することを要求する。注意すべきは、先の条件を満たして表題を維持すれば、表紙に変更が加えられても「逐語的複製」



コンテンツを対象とする代表的な自由のライセンス

名称 URL 参考日本語 URL	概要
GNU Free Documentation License (GFDL) URL http://www.gnu.org/copyleft/fdl.ja.html URL http://www.opensource.jp/fdl/fdl.ja.html	文書に対してコピーレフトを主張するためのライセンス。改変した文章を複製、頒布する際のさまざまな条件が定められていて、FSFならではの緻密な条項が特徴だが、ライセンスというよりはガイドライン的な色もある。
Creative Commons (CC) URL http://www.creativecommons.org/ URL http://www.creativecommons.jp/	著作物が流通する際の著作権表示の有無、著作物のコピーなどを商用利用許可の有無、改変利用(二次著作物の制作)の許可の有無を選択でき、11種類のライセンスから用途に合ったものを選ぶ。本誌2003年4月号でも解説している。
Open Content License (OCL) ¹ URL http://www.opencontent.org/opl.shtml URL http://www.cus.cam.ac.uk/~y205/opl-j.html	コンテンツそのものについて対価を取ることを禁止している非商用的ライセンス。ライセンスが派生作品にも継承されるなど、GPLに類似した仕組みをもつ。
Open Publication License (OPL) ¹ URL http://www.opencontent.org/openpub/ URL http://www.opensource.jp/openpub/	基本的にコンテンツの商用利用を容認する、オープンソース的ライセンス。改変された文書の配布の禁止や、商用利用の禁止をオプションとして選択することもできる。
OpenCreation Public License (OCPL) URL http://www.opencreation.org/	音楽作品についての使用を中心に据えた日本発のライセンスの仕組み。5桁の数字で使用条件を提示する。原作者の意向を強く尊重する。

¹ OCL / OPLを発表したOpenContentは、Creative Commonsに役割を譲るとして2003年6月にプロジェクトを終了した。現在はOCL / OPLは過去の記録として公開されているのみで、メインテナンスはされていない。

³ 手前味噌ながら、私も1998年春から「プロメテウス・キャンペーン」という「自由なコンテンツ」の活動を開始している。

URL <http://orion.mt.tama.hosei.ac.jp/hideaki/prometeu.htm>

⁴ GPLソフトウェアに添付されている文書は、アーカイバー(たとえば、tarやzip)でパッケージとしてまとめられているときに、当然にGPLで取り扱われるものと考えられてきた。

⁵ 優れたソフトウェアが自由に配布されているにもかかわらず、マニュアルが複製も再配布も禁じられて高額で販売されているのは、ソフトウェアは自由になれないからだ。

⁶ GPLよりも、GNUに参加するプログラムの書き方について定めた「GNUコーディング標準(GNU Coding Standards)」に近いものかもしれない。

⁷ GFDL第1条を示す。以下条文はこのように示す。

⁸ GFDL文中で大文字で始まる単語は、いずれもこの定義に基づいて使われている。たとえば、「文書(Document)」というときに、それはGFDLのもとに配布されている文書を意味する。

製」として取り扱われることだ。表紙部分の変更⁹が「文書」の本体部分の権利関係に影響しないように配慮されているわけだ。同様に、¹⁰の定義で「文書」の構成部分を細かく定義したのは、本体部分をそれ以外の付属的な部分に加えられる変更から「隔離」するためだ。他の付属的な部分の細かな定義も、「改変物」を作成する場合に要求される付属的な部分の変更を間違いなくし、そうした手続きの変更が本体部分の内容的変更と混同されないようにするためであることがわかる。

さらに、大量の複製が商業的な性質を持つことを踏まえると、¹¹の定義の意味が明らかになる。FSFは、特定の処理系に依存せず、人間が合理的な労力で再利用できる形態のテキストを「平明」なものとした。商業的な出版では文書の見栄えのためにさまざまな技巧が凝らされることはやむをえない。しかし、それは元のテキストを「混濁」させてしまうため、大量の複製では必ず「平明」なテキストへのアクセスを保証させようとしているわけだ。

非常に細かい改変の規定

さて、「改変物」は厄介だ。まず原則として、改変物のGFDLを維持しつつ、配布についてもGFDL 2、3の規定に従うことが要求される。さらに、AからOまでの15個の細かな条件を遵守することが要求される(GFDL 4A-4O)。これらはFSFが考える「正しい改変版」を作成するためのガイドラインだと見るとわかりやすい。その目的は、「文書」作成者と「改変物」作成者の権利・責任関係を明確にすること。その

細かさ、口うるささは、いかにもFSF的だ。続いて「改変物」のバリエーションとして、「文書の結合(GFDL 5)」「文書の収集(GFDL 6)」が規定される。これらは、いずれもGFDLのもとで配布されている文書同士の結合と収集の方法について、文書とGFDLとの結びつきを維持することに注意して規定してある。「独立した作品との集積(GFDL 7)」については、GFDLでない文書との集合物が作成される場合を想定しており、集積作業自体から、編集著作権のような全体への権利が生じない限り、集合物の作成を認めるものとしている¹²。

新しくわかりやすい注目の クリエイティブコモンズ

ライセンスが用いている用語が指すもの、その範囲がどういう関係にあるのかを判断するのは骨の折れる仕事だ。ライセンスの定義や用語が揺れないようにするには、法律の訓練を受けた集団が、そうした訓練を受けていないのであれば単独の主体が作成したほうがいい。一方、さまざまな人たちの多様な要求に応えるためには、多様な内容を持ったライセンスが準備されていたほうがいい。この2つの要求を同時に満たすには、専門家が設定した項目の中から、利用者が好きなものを選択するアラカルト式が適切だ。スタンフォード大学のレッシング教授が提唱したクリエイティブコモンズ(Creative Commons、以下「CC」)は、既存の自由のライセンスを要素に分解して、異同を整理する作業

をしたのだらう。結局、3つの要素の組み合わせに集約できると結論したようだ。

ライセンスは、わかりやすくないと使い勝手が悪い。でも、法的紛争になったときのことを考えると、ある程度は緻密に作らないと困る。この問題を解決するために、CCは、シンプルなアイコンの組み合わせ、素人にもわかりやすい文章のCommons Deed、法的有効性に留意した条文のLegal Codeという三重のシステムを考えたんだと思う¹³。さらに機械可読式のRDFタグ¹⁴も追加して、質問に答えていけば適切なライセンスを生成するシステムも付けてくれた。実際、コンテンツ系ライセンスとしては、CCでほとんどの場合に利用しやすいものになっている¹⁵。

3種類の要素でCCPLを選ぶ

CCは、3つの項目について選択することで、11種類のライセンスから目的に合ったライセンス(以下「CCPL」)を選べるようになっていく。選択できる項目は次の3つだ。著作物の流通の際に著作者の表示を必要とするかどうか、著作物のコピーなどを商用で利用するのを許可するかどうか、改変利用(二次的著作物の制作)を許可するかどうか。

とについてはYes / Noで選択し、についてはYes / Yes, as long as others share alike / Noの3つから選ぶ。「Yes, as long as.....」は「二次的著作物が元の著作物のライセンスに従っている限り、改変を許可する」という意味だ。これらの選択の組み合わせによって、対応するライセンスが生成されるが、実は、基


9 「付属的部分(Secondary Section)」「変更不可部分(Invariant Sections)」「カバーテキスト(Cover Texts)」「表紙(Title Page)」「XYZと題する部分(Entitled XYZ)」の定義。Secondary Sectionは八田氏訳では「前づけ」と訳されているが、日本の書籍ではこうした付属的な部分を本文の後に置くことも多いと思われるので、前か後かの意味を含まない「付属的部分」という訳語を使う。Title Pageは八田氏訳では「題扉」と訳されている。GFDLの定義では、一般にいう表紙に加えて、それに続く数ページも含むとされているが、ここでは一般的な「表紙」とする。


10 八田氏訳では「透過的 / 非透過的」と訳されているが、字面から用語の意味するところがつかみ易いように、ここでは「平明 / 混濁」という訳を使うことにする。




11 出版では、書籍としての形態上の制約や、商品として目立たねばならない必要から、とくに表紙部分においてイラストを付加したり、宣伝文句などを挿入したりする必要があるだろう。

12 続く「翻訳(GFDL 8)」もまた「改変物」の一種だが、権利に関連した付属的部分を翻訳すると、法的意味が変化してしまふ危険がある。また、GFDLでは、文書の各部分を英語で定義しているの、それぞれの言語に翻訳すると、GFDLに違反することになりかねない。こうした問題を回避するための方法について規定している。

本的な部分に以下の項目が追加されたり削除されたりしているだけだ。

(A) Attribution  を選択すると、使用許諾条件(CCPL 4)に、著作権表示を維持することを要求する条件が付加される。著作物や二次的著作物の配布の際に、著作者名を表示することを求める規定だ。著作権の表示方法は、「合理的であればよい」とかなり寛大だ。

(B) Noncommercial  を選択すると、使用許諾条件(CCPL 4)に、商業的利用または個人の金銭的報酬を主たる目的とするような方法で、CCPL 3で許諾された諸権利を行使してはならないという条件が追加される。ちなみにCCでは非商業的な利用は自由となっているので、Noncommercialにしても無償で複製・頒布されることを止めることはできない。自分の作品の流通管理を必要とする場合は、そもそもCCを使わない方がいい。

(C) Share Alike  を選択すると、使用許諾条件(CCPL 4)に、二次的著作物について、頒布、展示、実演、デジタル形式での実演を認めるための条件が追加される。その条件は、二次的著作物についても、元の作品のCCPLと権利否認(disclaimer)を維持すること、CCPLで利用者に与えられる権利を制限する条件や技術的保護手段を追加しないこと。たとえば、原著物が Attribution-ShareAlike - だった場合、その著作物をもとに作成された二次的著作物は、同一の条件で配布されなければならない。

11種類のクリエイティブコモンズ

アイコンの定義：



Attribution : 帰属



Noncommercial : 非商用




No- Derivative-Works : 派生作品の禁止



Share-Alike : 同様に共有

オプションの組み合わせ	内容
 帰属	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示を条件とする。派生作品についても同様。
 派生作品の禁止	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示は必要ない。ただしフェアユースの範囲を超える派生作品については著作者の許可が必要になる。
 非商用	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示は必要ない。ただし商用利用については著作者の許可が必要になる。
 同様に共有	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示は必要ない。派生作品については元になる作品と同じライセンス下でのみ認められる。
  帰属 + 派生作品の禁止	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示を条件とする。ただしフェアユースの範囲を超える派生作品については著作者の許可が必要になる。
   帰属 + 派生作品の禁止 + 非商用	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示を条件とする。ただし商用利用およびフェアユースの範囲を超える派生作品については著作者の許可が必要になる。
  帰属 + 非商用	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示を条件とする。ただし商用利用については著作者の許可が必要になる。
   帰属 + 非商用 + 同様に共有	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示を条件とする。ただし商用利用については著作者の許可が必要になる。派生作品については元になる作品と同じライセンス下でのみ認められる。
  帰属 + 同様に共有	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示を条件とする。派生作品については元になる作品と同じライセンス下でのみ認められる。
  派生作品の禁止 + 非商用	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示は必要ない。ただし商用利用およびフェアユースの範囲を超える派生作品については著作者の許可が必要になる。
  非商用 + 同様に共有	作品を複製・配布・表示・上演するにあたり著作権揭示は必要ない。ただし商用利用については元になる作品と同じライセンス下でのみ認められる。

この表は、荒川靖弘氏「[クリエイティブ・コモンズ](http://www.allies.or.jp/~spiegel/docs/cc-about.html)」について「[クリエイティブコモンズの「Attribution : 帰属」ライセンスの下に公開から抜粋、編集した。](http://www.allies.or.jp/~spiegel/docs/cc-about.html)」  <http://www.allies.or.jp/~spiegel/docs/cc-about.html>

13 CCには日本語版が存在する。現在GLOCOMがホストし、牧野法律事務所の若槻絵美氏が翻訳する形で仮訳が公開中だ。今年の12月には正式版を出すとのこと。そのときには日本法でも有効な形で出すことを考えている。現在日本語化のための議論がメーリングリスト上で行われている。

 <http://lists.ibiblio.org/mailman/listinfo/cc-jp>

14 RDFがあれば、検索エンジンなどを利用して、CCで発行されているフリーの文書を探すことも可能だ。しかし、FSFのストールマン氏は、機械可読な方法をとるということは、著作権法を強制するシステムの先駆けとなる可能性もあると心配している。DRMのようなシステムを使用してCCライセンスを強制するシステムが誕生するとしたら、そういうこともありうるということだろう。

15 ウェブページにCCを使用すると、そのウェブページで使用されているコンテンツすべてにCCが適用されるため、許諾を受けない限りCCで公開されていない他人のコンテンツを含んではならない。CCがカバーしない権利もかわる写真やイラストなどには特に注意すべきだ。こうした問題に気がついてライセンスを撤回しても、ライセンスが有効だった間にまた別の他人が制作した派生コンテンツについては、先のライセンスが有効だとされるため、作品の頒布をやめたくても他者が頒布を行っている限り頒布が止まらないこともあり得る。

2 . ほかにもまだ

逆に言えば の選択肢でYesを選ぶと、他者が自分の作品を改変し、好きなライセンス条件でその二次的著作物を複製・配布できることになる。

(D) No Derivative Works[Ⓒ]を選択すると、許諾される権利(CCPL 3)から「二次的著作物を創作し、複製すること」と「二次的著作物を、複製物または音声記録として頒布すること、公に実演すること、デジタル音声送信として公に実演すること」という2項目が削除される。これは改変を許さない意思表示になる。

(C)と(D)の条件は、上記の選択項目の に対応しており、(C)は、Yes, as long as.....でCCPL 4に付加され、(D)は、NoでCCPL 3から削除される。これら以外の条項については、いずれのライセンスを選択しても同一である。

善意のある利用者にも残る責任

CCPL 5は、議論のある条項だ。CCPLのもとで配布されている著作物について、第三者との権利関係に関して問題がないことを、その著作物にCCPLを付与した許諾者が保証することになっている。許諾者に責任を負わせることは過大な負担だという主張がある¹⁶が、そもそも著作者は自らの著作物を配布する場合に、他者の著作権を(意図せずとも)侵害した場合の法的リスクを負っているという観点からすれば¹⁷、とくに法的リスクが増大しているとは言えないだろう。問題は、排他権のある著作物にだれかがCCPLを付与

すると、CCPLを信頼して複製・配布を行った善意の利用者が著作権侵害に問われる可能性がある点だろう。しかし、CCは、ライセンス契約の当事者ではなく、ライセンス条文(例)を提供しているに過ぎない。許諾者が著作物の配布について責任を負わないことを保証するようにライセンス作成者に要求すること、さらにライセンスを信頼した利用者についてライセンス作成者が責任を負うように要求することは、CCのみならず、自由のライセンス一般の息の根をとめてしまう主張だ。自由には責任が伴うものだが、そこまで他人に責任を負わせないと安心してコミュニケーションできないほど、我々の文化は頹廃しているのだろうか。

CCは、CCPL 5aによって、CCPLで配布されるコンテンツ群に、排他権のある著作物が混入することを防ごうとしているのだと思われる。それゆえ、CCPL 5aで保証された事項以外のことについては、全面的に免責されることになっている(CCPL 5b、CCPL 6)。著作権法の原則では、自らの創意に基づいて独自に創作した作品は、他の著作物と類似性があったとしても独立した著作物として取り扱われる。各人が独自性を発揮して創作する限りにおいて、理論的にはCCPL 5aに準拠することは十分可能なはずだ。もともとCCは、そうした独自の創作を奨励、誘発することでcommonsを拡大することを狙う運動だということを覚えておいてほしい。

CCにその魂が引き継がれた OCL / OPL

オープンソース運動が注目を集めていた1998年の初め、オープンコンテンツ(OpenContent、以下「OC」)も活動を開始した¹⁸。OCは、1998年7月にOpen Content License(以下「OCL」)を、1999年6月にOpen Publication License(以下「OPL」)を発表し¹⁹、これらはネットワーク界にかなりの勢力を持つ自由のライセンスとなった²⁰。どちらも複製・配布を認め、改変したコンテンツの配布やその際の対価についても規定している。比較すると、OCLが非商業的かつウィルスの条項の存在からGPLに近いアプローチだったと言える一方、OPLは、より文章が洗練され、商業利用も可能な形での自由のライセンス、すなわちオープンソース的アプローチへと変化している。

広く使われたOCL / OPLだが、2003年6月30日に、OC主宰者のデイヴィッド・ウィリーは「クリエイティブ・コモンズが優れたものであるため、OCL / OPLの条文はアーカイブ目的でウェブ上に残すが、OCは終了する」と宣言した。その後彼はクリエイティブ・コモンズに参加している。

音楽に自由を! 現在開発中の OpenCreation Public License

OpenCreation Public License(以下「OCPL」)は、まだ完成版はリリースされていないが、日本発の自由のライセンスとし

16 「著作権とCreative Commons実施権」
<http://k.lenz.name/jr/CC.pdf>

17 アメリカ著作権法では、著作権侵害の成立について故意や過失は要件とされていない。すなわち、著作権を侵害している認識がなくても、著作権侵害が成立する。

18 とはいえ、それまでも自由なコンテンツの類は、GPLやBSDに準拠した形で配布されている状況があったので、それほど画期的なアイデアだという印象はなかった。主宰者のデイヴィッド・ウィリーの専門が教育工学であることから判断すると、OC運動の問題意識には、ネットワーク技術が知識や教育を劇的に改善する可能性を持ちながら、著作権の排他的権能がそれを阻害しているという認識があったと思われる。

あるコンテンツ用「自由のライセンス」

て制作中だ。OCPLの特徴的な部分は、ライセンスの状態を5桁の数字で表現しようとするところにある(表を参照)。これはCCに先行して「わかりやすい」表示スタイルを提案した例だ。また、GFDLがライセンスというよりも、FSFの考える正しい文書の取り扱いガイドラインのようだったのと同様に、OCPLはライセンス²¹とはちょっと異なっているように見える。というのも、OCPLは、改変を伴わないで非商用である場合を除く複製など(OCPL 8~10)において、「本著作者への届出方法」や「本著作者への許諾願い方法」(OCPL 12~13)に準拠して、定型の届け出と許諾を得ることを要求しているし、オリジナルの著作者には、許諾を出さない選択肢がある。この点においては、ライセンスというよりも、ライセンス交渉を開始するための交渉当事者を明示する(OCPL 2、付録)決まりごとまたは仕組みであることになる。

正式な条文が日本語である点などから、さらに練り込んでの完成が期待される。

自由のライセンスを支えるもの

自由のライセンスは、脆い。悪意の利用者が、莫大な損害賠償請求に直面する覚悟で(知的財産権の自爆テロみたいなものか)排他権のある他者の著作物に自由のライセンスを添付して配布したり、自由のライセンスが添付されていたことを理由として、どう見ても排他権がある著作

物の複製・配布を繰り返す利用者がいたりしたら、自由のライセンス自体が社会的な批判に直面する危険がある。自由のライセンスは、私たちが大事に守っていかなければアツという間に潰れてしまう。

自由のライセンスは、儂い。自由のライセンスを一言で言ってしまうと、会ったことも見たこともないだけかとあなたとの間の、守られるか否かすらはっきりしない儂い約束だということ。儂いものを少しでも長く保つためには、それ信じ続ける「思い」が必要だ。だれかに拾われることを信じて海に送り出す「壘の中の手紙」のようなものと言えるかもしれない。結構な数の「壘」がネットワークの海に漂っているところを見ると、我々人間もまだまだ捨てたものではないみたいだ。渚で「壘」を拾ったとき、それを海に送り出した人たちの「思い」を感じたなら、たとえ片思いでもいいから約束を守るのが粋なんじゃないだろうか。

白田秀彰とロージナ茶会

白田秀彰 法学部生時代にPCにハマリ、ハッカー文化に遭遇。まだ将来性未知数だった情報法専攻で大学院に進学。大学院ではなぜか著作権の歴史研究を選択し法制史の領域へ。なのに社会学部に情報法の講師として採用されたという流転の人。

URL <http://orion.mt.tama.hosei.ac.jp/hideaki/index.htm>

ロージナ茶会 インターネットと社会との関係について広汎な研究活動を行っている研究会……と言いたいのが、実態はそういったネタについての茶飲み話をする会。東京都国立市にある某喫茶店を活動の拠点とし、MLとリアルでの定例会、ゲストを招いての座談会が活動の中心。メンバーは学生から社会人まで十数人。メンバーになるための条件は、固めの雑学(マジなネタ話ともいう)に幅広く関心を持つだけの教養を備えていること、または突発的な茶会にこそそこそ参加できることかな。

URL <http://grigori.sytes.net/>



OpenCreation Public License のライセンス選択肢

桁	1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目		再利用の際の原作者に対する許可要求
					氏名表示 改変ありの場合	改変なしの場合	
0	商用で改変ありの利用	商用で改変なしの利用	非商用で改変ありの利用	非商用で改変なしの利用	不要	不要	不要
1	届け出でOK				不要	必要	不要
2	要相談(無料)					必要	必要 不
3	要相談(有料または無料)				必要	必要	必要

たとえば「商用の場合改変にかかわらず可否と費用を要相談、非商用は改変ありなら無料だが要相談、改変なしなら無条件でOK、原作者の氏名は必ず表示が必要だが再利用の際に特に連絡は必要ない」場合は「OCPL 33202」となる

19 ウィー氏自身が Open Content License の略称として、「OPL」を用い(OpenContent Public Licenseの意図か?)。その一方でOpen Publication Licenseがあるものだから、2つのライセンスの名称は混乱しがちだ。本文ではOCLとOPLの略称を用いる。

20 マサチューセッツ工科大学(MIT)が、大学で用いている講義資料を公開して話題となった、Open Course Ware も、OCに影響を受けて開始されたとのこと。

21 ライセンスというのは、契約だ。契約は申し込みと承諾で成立する。通常の自由のライセンスは、「こういう条件で自由に使っていいよ」と契約の条件が提示され(申し込み)それを利用者が受け入れ(承諾)ことで契約が成立する形になっている。だから、ライセンスの範囲では、いちいち許諾権者側におうかがいを立てる必要がないことになっている。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp